

## 精子凍結保存についての当院の規定

### <凍結の開始時>

- 精子の凍結保存期限は、凍結日から1年後の同月末日までとし、特別な事情\*がない限り廃棄処分とする。
- 融解した精子の状態によっては治療に使用できず、廃棄となることがある。また、凍結した精子がごく少量の場合、融解しても精子が見つからず治療を行えないことがある。
- \*特別な事情とは、医学的適応での凍結、凍結保存期限までに融解の予定がない場合のことである。

### <更新>

- 特別な事情がある患者様に限り、凍結保存期限の更新を行うことができる。
- 更新を行う場合は、1年毎に行うこととし、詳細については「凍結保存期限の更新、廃棄のご案内」に記す。
- 更新を希望する場合は、保存期限までに当院所定の書類を提出し、当院の定める更新料を支払うこと。どちらかが確認できない場合、更新は完了しない。また更新料の支払い後、書類の提出が確認できず、連絡がとれない場合は更新料の返金ができないことがある。
- 保存は凍結から最高10年とする。また凍結保存期限は男性の生殖年齢を超えない範囲とし、特に定めない。
- 凍結保存期限内に、当院で定める保存費用の増減や保存期限の変更があった場合には、次回期限の更新手続き時から、改定された最新の保存費用や保存期限が適用される。
- 書類提出後、保存期限までであれば更新の申込を取り消すことができる。

### <廃棄>

- 廃棄とは保存期限の過ぎた凍結精子を当院で処分することである。一部の精子については、生命に結びつかない範囲で培養液や治療法などの研究への使用や手技の修練などへの使用後の廃棄となる場合もある。

### <当院への連絡義務>

**\*当院から連絡し、更新するかどうかの確認をする義務はないものとする。**

- 凍結保存期限を更新する場合は、凍結保存期限3ヶ月前から期限当日までに、更新手続きを行うこと。
- 凍結保存期限後3ヵ月以内に連絡がない場合は、更新の意思がなく精子の所有権を放棄したものとみなし、廃棄する。
- 連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)が変更した場合は、変更後3ヵ月以内に必ず当院に連絡すること。
- 夫婦が離婚した場合は、精子の所有権は夫に帰属する。
- 夫が死亡した場合は、3ヵ月以内に当院に連絡すること。  
この場合、凍結精子の所有権は当院に帰属し、精子は廃棄するものとする。

### <凍結精子の融解を行いたい場合>

- 凍結精子の融解を行いたい場合は、当院所定の書類を提出すること。

### <免責事項>

- 天災、災害、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、必ずしも当該施設の責任に帰することができない事由で凍結保存物が損傷もしくは紛失する可能性がある。